

真鶴町創業等支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症や原油価格・原材料価格・物価等の高騰等による影響が生じている中であっても、真鶴町内の経済活性化及び新たな雇用創出を図るため、真鶴町内で創業する者又は新規事業を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。

(補助金の名称)

第2条 この要綱に定める補助金の名称は、真鶴町創業等支援補助金とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 新たに所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届出を行い事業を開始する場合又は新たに法人の設立登記を行い事業を開始する場合をいう。
- (2) 新規事業 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 新たな商品の製造及び販売又は新たなサービスの提供を開始する場合
 - イ 商品の製造若しくは販売方法又はサービスの提供方法を相当程度変更する場合

(補助対象事業及び補助対象期間)

第4条 この補助金に創業枠と新規事業枠を設ける。

- 2 創業枠は、補助対象者が令和4年4月1日から令和5年2月28日までに創業するため、必要な経費の一部を補助するものとする。ただし、同期間中に発注、納入及び支払い等事業の全てが完了する経費に限る。
- 3 新規事業枠は、補助対象者が令和4年9月15日から令和5年2月28日までに新規事業を実施するため、必要な経費の一部を補助するものとする。ただし、同期間中に発注、納入及び支払い等事業の全てが完了する経費に限る。

(補助対象経費)

第5条 この補助金の補助対象経費は、次の各号に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は対象としない。

- (1) 物品購入費
- (2) 資機材購入費
- (3) 運送等費
- (4) 店舗等借上費
- (5) 広告宣伝費
- (6) その他町長が必要と認める経費

- 2 前項の規定にかかわらず、国及び神奈川県等の補助制度その他これに類する補助制度により、既に補助を受けた又は受ける予定の事業については、対象としない。

(補助金額)

第6条 補助金の交付額は、次の各号に規定する範囲内で、町長が定める額とする。ただし、20万円を上限とする。

- (1) 創業枠にあつては、補助対象経費の4分の3
- (2) 新規事業枠にあつては、補助対象経費の3分の2

(補助対象者)

第7条 この補助金の交付を受けることができる者は、真鶴町内で創業する者又は既に真鶴町内で事業を営んでいる者で新規事業を実施する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 個人事業主にあつては、真鶴町内に主たる事業所を置く者
- (2) 法人にあつては、真鶴町内に本店登記及び主たる事業所を置く者

(暴力団排除)

第8条 真鶴町暴力団排除条例（平成23年真鶴町条例第8号）第8条の規定に基づき、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、この補助金の交付対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格をもたない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

(補助金の交付申請)

第9条 この補助金の交付を受けようとする者は、真鶴町創業等支援補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に申請するものとする。

- (1) 真鶴町創業等支援補助事業実施計画書
- (2) 補助対象経費の費目ごとの積算内訳明細書
- (3) 宣誓書
- (4) 事業を営んでいることを証明する書類
- (5) 積算根拠資料
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付申請期間)

第10条 この補助金の交付申請期間は、令和4年9月15日から令和4年10月31日までとする。

2 前項の規定は、町長が前項における期間経過後に、この補助金の交付申請期間を改めて設定することを妨げるものではない。

(審査委員会の設置)

第11条 町長は、第9条の規定による補助金交付申請等を審査するため、真鶴町創業等支援補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会に委員長（以下「審査委員会委員長」という。）を置くものとする。

3 審査委員会の組織及び運営等に関する事項は、町長が別に定める。

(審査委員会の開催)

第12条 審査委員会委員長は、第9条の規定による補助金交付申請があったときは、第10条の規定による交付申請期間経過後速やかに審査委員会を開催し、当該申請に係る書類の内容等を審査等し、補助金交付等の妥当性等について町長に報告するものとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第13条 町長は、前条の規定による報告があったときは、当該申請に係る事業の目的や内容、効果等が適正であるか確認し、補助金の交付を認めるときは交付決定を行い、真鶴町創業等支援補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「交付決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による通知の際に必要な条件を付することができる。

3 町長は、前項の規定により条件を付する場合には、その内容を交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(補助金の不交付決定)

第14条 町長は、前条において補助金を交付しないことに決定したときは、申請者に対し、その旨通知するものとする。

(交付決定の変更等の申請)

第15条 第13条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、真鶴町創業等支援補助金交付決定変更承認申請書(第3号様式)を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付決定の変更及び通知)

第16条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容等を審査等し、必要に応じ審査委員会による審査を求め、適正と認めるときは交付決定の変更を行い、真鶴町創業等支援補助金交付決定変更通知書(第4号様式。以下「変更通知書」という。)により、補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による通知の際に必要な条件を付することができる。

3 町長は、前項の規定により条件を付する場合には、その内容を変更通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、令和5年3月7日までに真鶴町創業等支援補助金実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の費目ごとの実績内訳明細書

(2) 納品支払い等証明書類

(3) 許可証等の写し(補助事業等が許認可を要する事業の場合)

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第18条 町長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、真鶴町創業等支援補助金額確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第19条 補助事業者は、前条の規定による通知を受け、補助金の交付を受けようとするときは、真鶴町創業等支援補助金交付請求書（第7号様式）を町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第20条 町長は、補助事業者がこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく町長の処分に違反したとき、又は虚偽の申請その他不正な行為があったと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 町長は、第1項の規定による取り消しをした場合は、真鶴町創業等支援補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第21条 町長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、真鶴町創業等支援補助金返還命令書（第9号様式）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しては、真鶴町補助金の交付等に関する規則（令和2年真鶴町規則第2号）に定めるところにより、これに抛り難い場合又はその他必要な事項に関しては、町長が別に定めるところによる。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。